

障害福祉サービス



社会福祉法人 野栄福祉会
生活介護事業所 すてっぷ栄 辻内 理章

この講義のねらい

- 「障害者総合支援法」により受けられる各サービスの内容を理解する。
- 障害者・児をとりまく制度について理解する。
- 障害者・児が受けられる権利を理解する。

※障害者総合支援法の正式名称は

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と
いいます。

障害福祉サービスの体系

(介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業)

障害福祉サービス

個々の障害支援区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、**個人に給付(支給決定)**が行われる。

国と地方公共団体が義務的に費用を負担する自立支援給付で、障害の種別にかかわらず**全国一律の共通した枠組み**によりサービスが提供される。

【介護給付費】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護(医療に係るものを除く)、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

【訓練等給付費】

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

地域生活支援事業

市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて直営や委託等、柔軟な形態で実施することとされている事業。

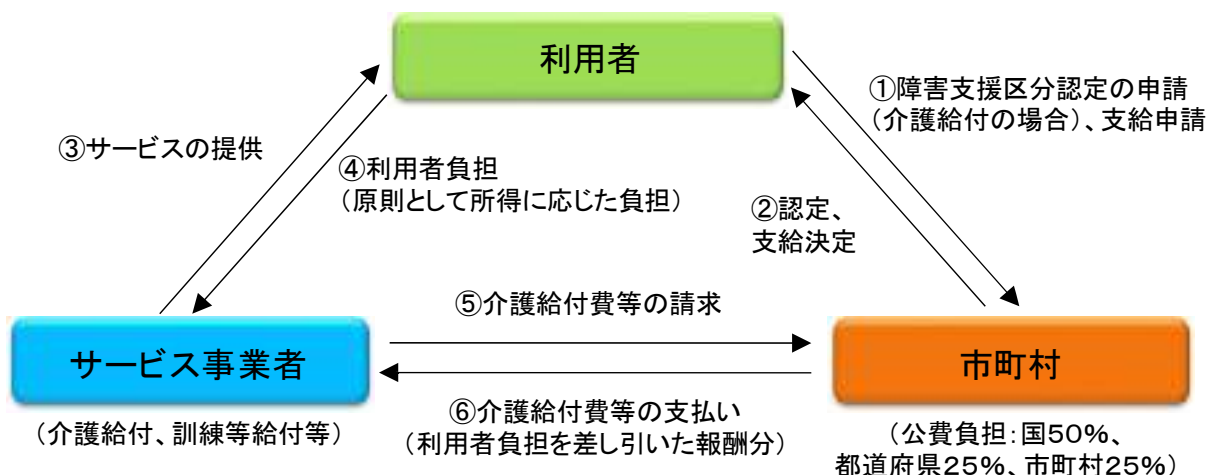
障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、地域活動支援センター等

※**複数の利用者**への対応も可能⇒例:グループ支援型の移動支援等

障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。(障害者総合支援法第29条第3項等)
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担) =

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス報酬の算定】(生活介護の例)

サービスごとに算定した単位数				サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価			
基本報酬	定員 11人以上 20人以下	所要時間 6時間以上 7時間未満	区分6	1,258単位	級地	単価	(参考) 地域例
			区分5	941単位	1級地	11.22円	東京都 特別区
			区分2以下	532単位	2級地	10.98円	大阪府 大阪市
加算・減算	定員超過利用減算		基本報酬 × 70/100		3級地	10.92円	千葉県 成田市
	人員配置体制加算		+ 33 ~ 321単位		4級地	10.73円	兵庫県 神戸市
	常勤看護職員等配置加算		+ 6 ~ 32単位		5級地	10.61円	茨城県 水戸市
					6級地	10.37円	宮城県 仙台市
					7級地	10.18円	北海道 札幌市
					その他	10.00円	-

※ 障害福祉サービス等の単価は、10円～11.60円
※ 生活介護の単価は、10円～11.22円

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担)

障害福祉サービス等の体系 (介護給付・訓練等給付)

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	220,180	22,853
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	14,663	7,660
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な静観提供や介護を行う	27,994	5,701
	行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	18,560	2,510
	重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	39	11
日中活動系 施設系 居住支援系	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	66,725	6,831
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	21,135	259
	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	307,413	13,229
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	120,692	2,529
訓練等給付 訓練系・就労系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や相談の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,248	293
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う 居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	216,354	15,057
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,288	201
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	16,214	1,393
	就労選択支援	障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を併用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行う	614	297
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	37,942	2,798
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	86,391	4,359
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	419,151	19,970
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	20,234	1,827

(注) 1.表中の「青」が「障害者」、「赤」が「障害児」が利用できるサービスにマークを付している。2.利用者数及び施設・事業所数は、令和7年12月サービス提供分(国保連データ)

障害福祉サービス等の体系 (障害児支援、相談支援に係る給付)

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系 障害児支援に係る給付	児童発達支援	センター	210,478	14,887
		センター以外		
	放課後等デイサービス	411,553	24,363	
	居宅訪問型児童発達支援	435	137	
	保育所等訪問支援	34,348	2,861	
	福祉型障害児入所施設	1,253	186	
医療型障害児入所施設	1,669	197		
相談支援系 相談支援に係る給付	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	281,075	11,062
	障害児相談支援	【障害児利用支援】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用支援】	105,916	7,408
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	798	385
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,713	546

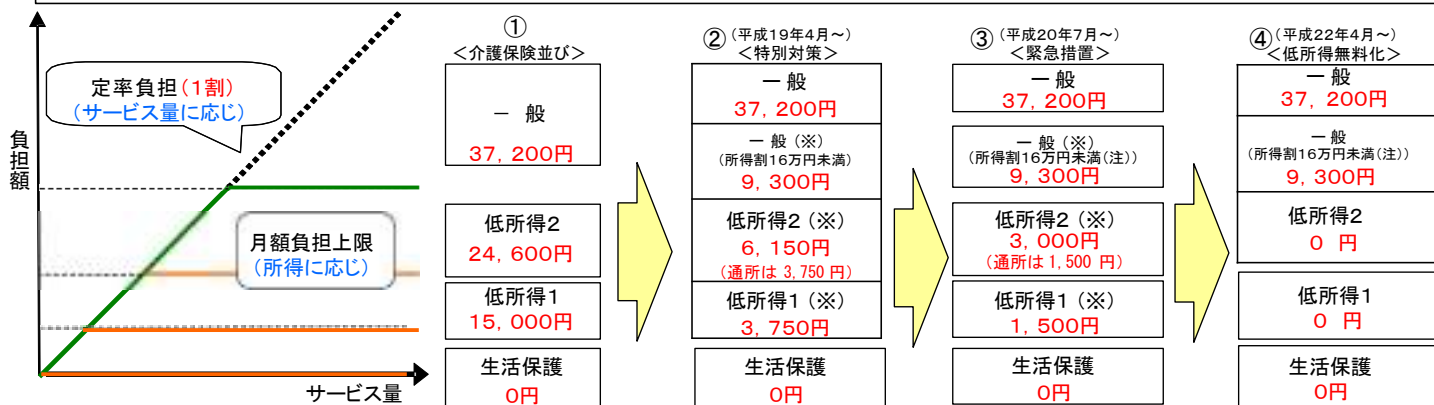
※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断(支援区分を認定する仕組みと違ってない) ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断(支援区分を利用要件としてない)

(注) 1. 表中の「**者**」が障害者、「**児**」が障害児であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 利用者数及び施設・事業所数は令和7年12月サービス提供分(国保連データ)

利用者負担の変遷①

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置 (対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3~5歳の障害児に対する児童発達支援等の利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)



※ 資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が1,000万円(単身の場合は500万円)以下等)。平成21年7月以降資産要件は撤廃。

(注) 障害児の場合は、一般世帯の所得割28万円未満は、4,600円

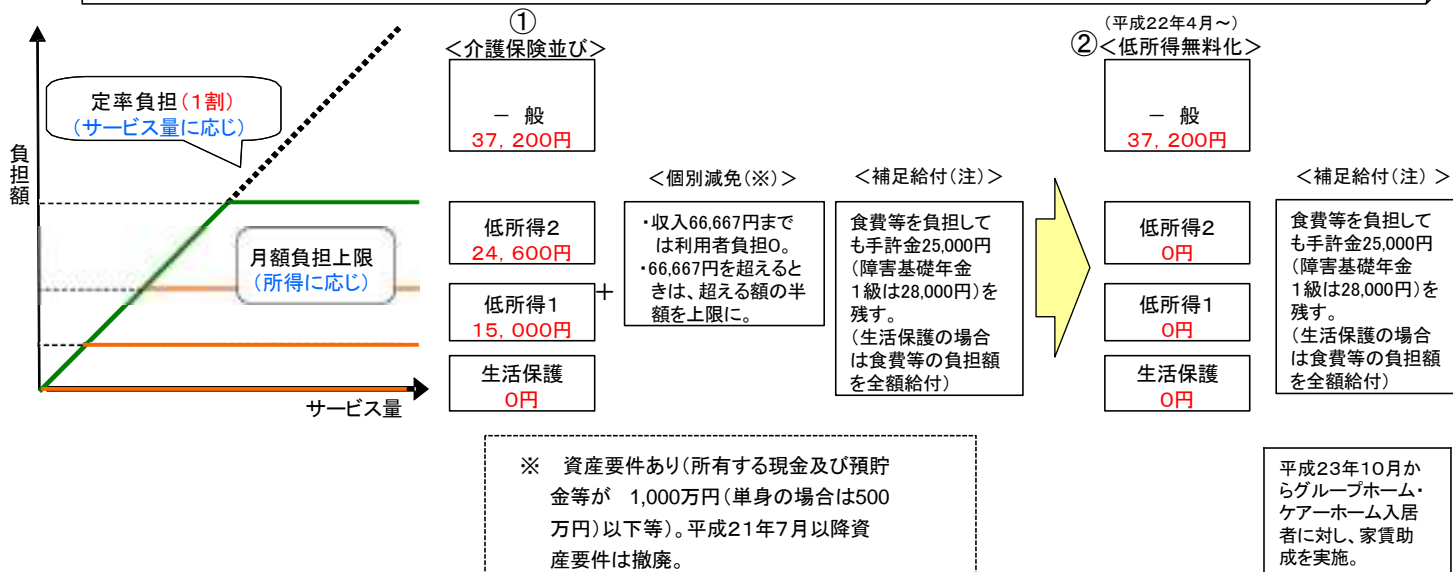
- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万9,000円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

・ 緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の変遷②

(入所サービス等の場合【障害者】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)更に、個別減免、補足給付(手元金制度)を実施。
- ② 平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ③ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



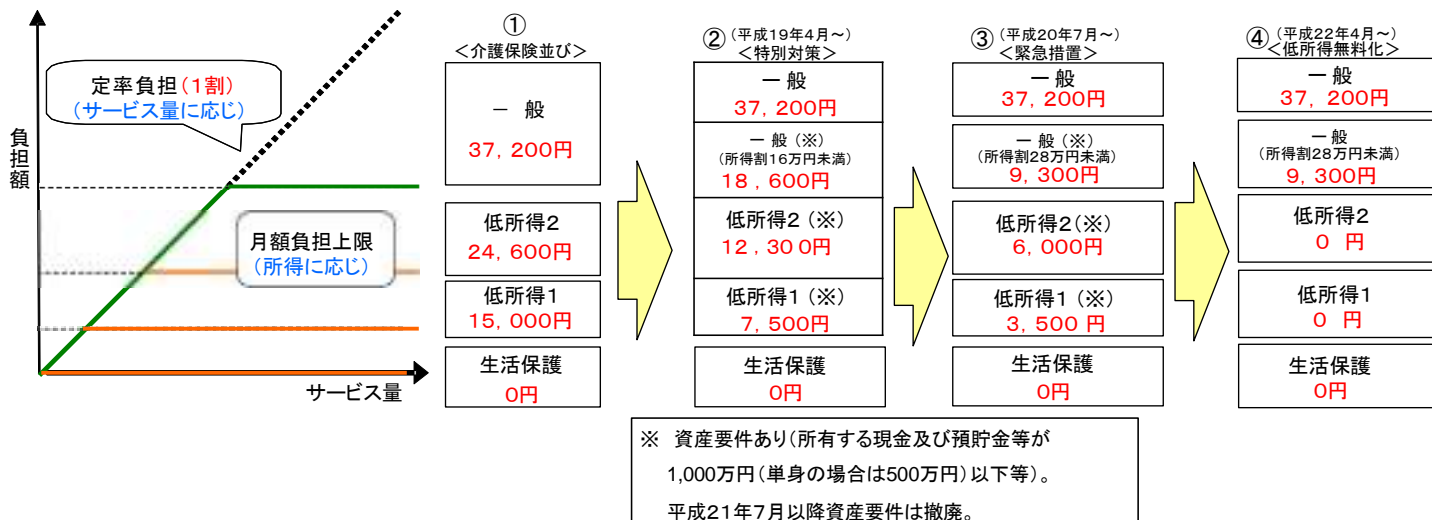
- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万9,000円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の変遷③

(入所サービスの場合【障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3~5歳の障害児に対する利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、保護者の年収が80万9,000円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

計画相談支援

○ **対象者** (平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。)

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○ **サービス内容**

【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ **主な人員配置**

- 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ **報酬単価(基本報酬)(令和6年4月～)**

機能強化型サービス利用支援費 (I)	2,014単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (I)	1,761単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (II)	1,914単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (II)	1,661単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (III)	1,822単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (III)	1,558単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (IV)	1,672単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (IV)	1,408単位/月
サービス利用支援費 (I)	1,572単位/月	(II)	732単位/月
継続サービス利用支援費 (I)	1,308単位/月	(II)	606単位/月

注) (継続)サービス利用支援費(I)については、利用者が40未満の部分 について算定。(継続)サービス利用支援費(II)については、40以上の部分 について算定

○ **主な加算(令和6年4月～)**

<p>初回加算 (300単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援対象障害者等に対して、新規にサービス等利用計画を作成した場合等にサービス利用支援費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価 ・サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価 <p>※月に1度以上対面で面接等を実施した場合はテレビ電話装置等を活用した面接可。</p>	<p>集中支援加算 (①～③各300単位/月、④300単位、⑤150単位/月)</p> <p>計画策定月及びモニタリング対象月以外に地域生活の以下の業務について評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月2回以上の居宅等への訪問による面接 ②サービス担当者会議の開催 ③関係機関が開催する会議への参加 ④病院訪問時に情報提供(月3回上限) ⑤福祉サービス等提供機関への情報提供
<p>居宅介護支援事業所等連携加算 (①150単位、②③各300単位/月)</p> <p>障害福祉サービス等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価</p> <p>①利用者の心身の状況等に関する情報提供 ②面接 ③会議参加</p>	<p>高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援専門員配置加算 ((I) 300単位/月 (II) 100単位/月) ・行動障害支援体制加算 ((I) 60単位/月 (II) 30単位/月) ・要医療児者支援体制加算 ((I) 60単位/月 (II) 30単位/月) ・精神障害者支援体制加算 ((I) 60単位/月 (II) 30単位/月) ・高次脳機能障害支援体制加算 ((I) 60単位/月 (II) 30単位/月) ・ピアサポート体制加算 (100単位/月)

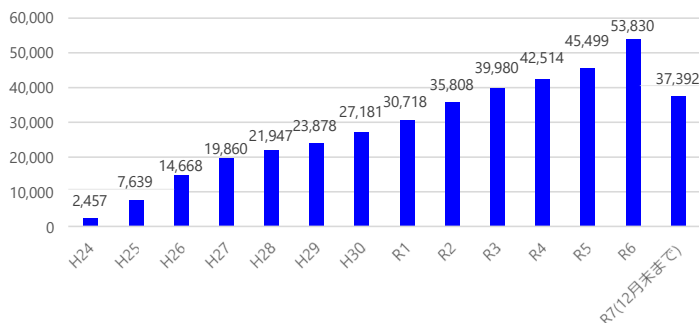
○ **請求事業所数** 11,062 (国保連令和 7 年 12月実績) ○ **利用者数** 281,075 (国保連令和 7 年 12月実績)

計画相談支援の現状

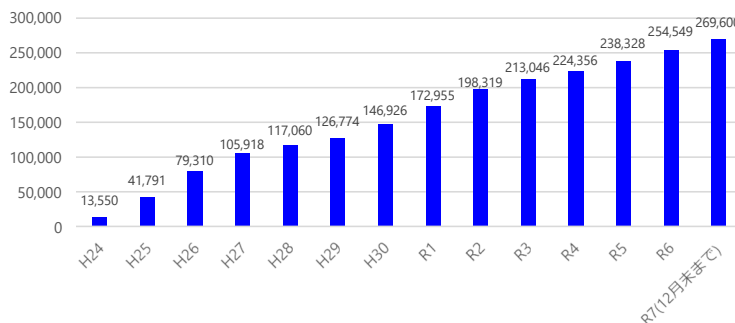
【計画相談支援の現状】

- 令和6年度の費用額は約538億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約1.3%を占めている。
- 費用額、利用者数、事業所数について、毎年増加している。
- 1事業所あたりの利用者についても増加している。
(R6:24.2人 R5:23.6人 R4:23.1人 R3:22.8人、R2:22.0人)

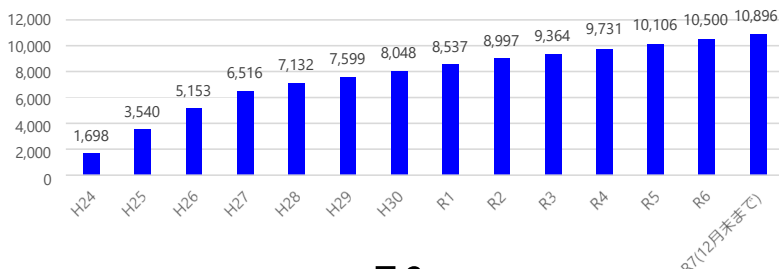
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))

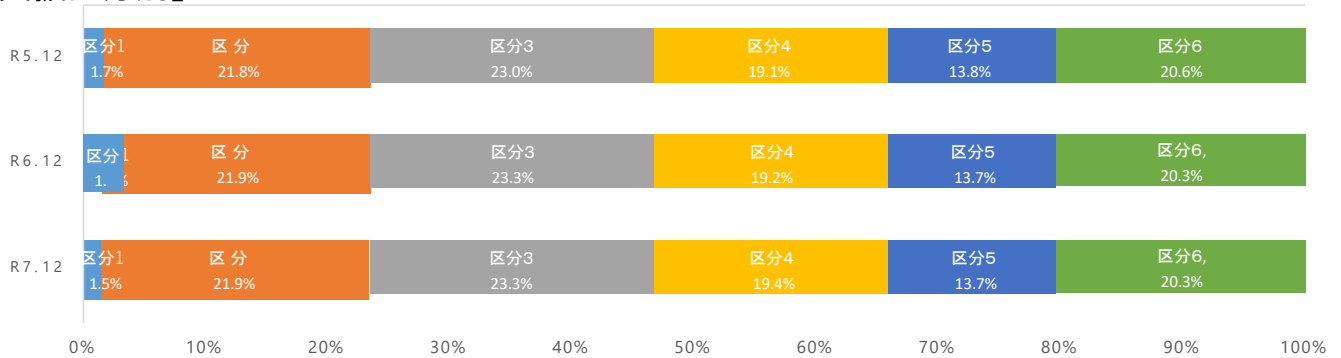


※出典: 国保連データ

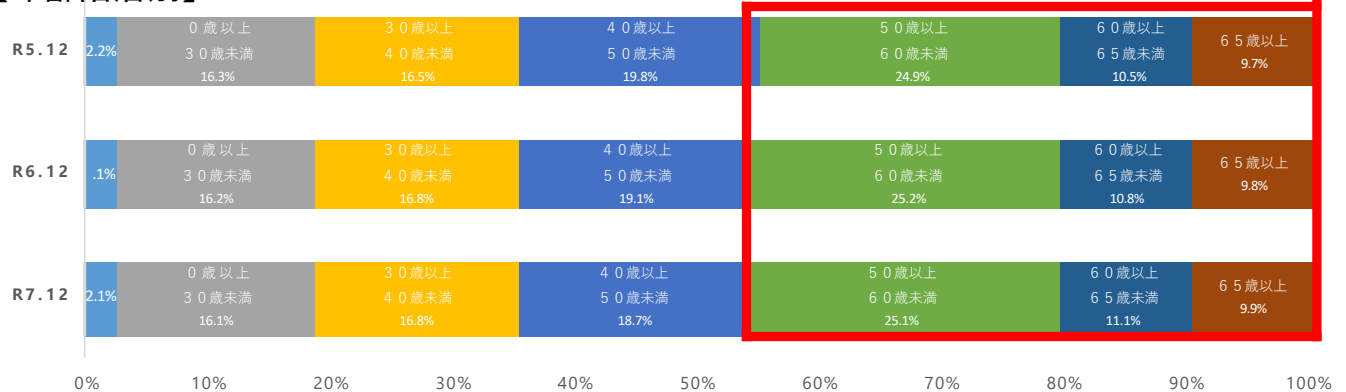
計画相談支援の利用者の状況等

○障害支援区分の割合については、近年大きな変化はない。
○年齢階層別の割合については、50歳以上の割合が増加傾向にある。

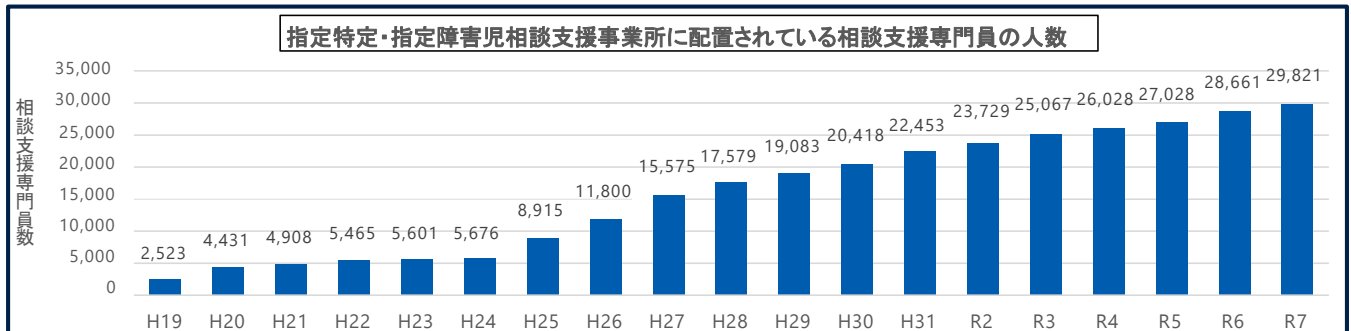
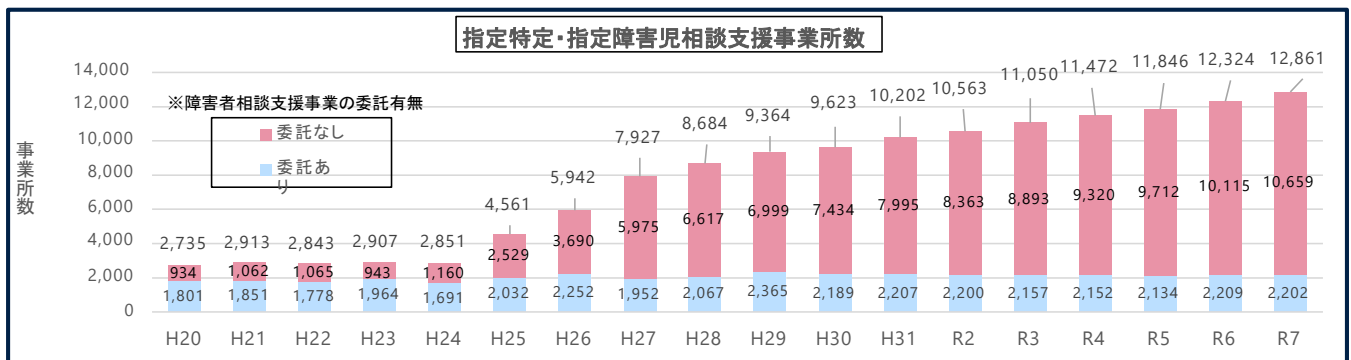
【支援区分別】



【年齢階層別】



指定特定相談支援事業所等、相談支援専門員について



※平成23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。
※平成23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。
※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

《過去5年間の研修修了者数》

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
初任者研修	5,055	5,688	5,121	6,125	6,330	28,319
現任研修	2,377	6,281	5,837	6,420	5,497	26,412

地域移行支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設 に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に所する18歳以上の者、障害者支援施設 に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む) に入院している精神障害者

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活 に移行するための活動に関する相談
- 地域移行あつたての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行あつたての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費 (I)地域移行支援サービス費	3,613単位/月
地域移行支援サービス費 (II)地域移行支援サービス費	3,157単位/月
地域移行支援サービス費 (III)	2,422単位/月

(I)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(II)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等報告した場合 500単位/回	ピアサポーター体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	

○ 事業所数

385 (国保連令和 7 年 12月実績)

○ 利用者数

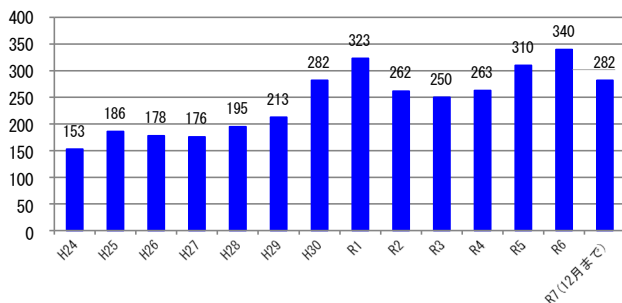
798 (国保連令和 7 年 12月実績)

地域移行支援の現状

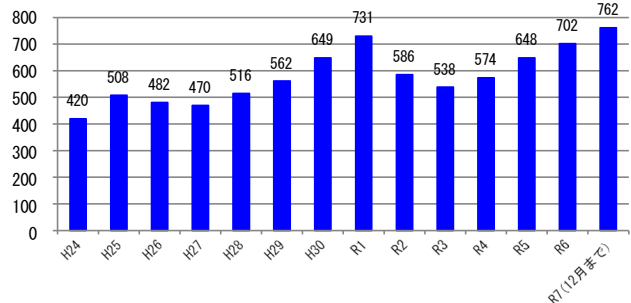
【地域移行支援の費用額、利用者数及び事業所数の推移】

- 令和6年度の費用額は約3.4億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約0.01%を占めている。
- 令和2年度以降、費用額、利用者数及び事業者数は、いずれも増加傾向にある。

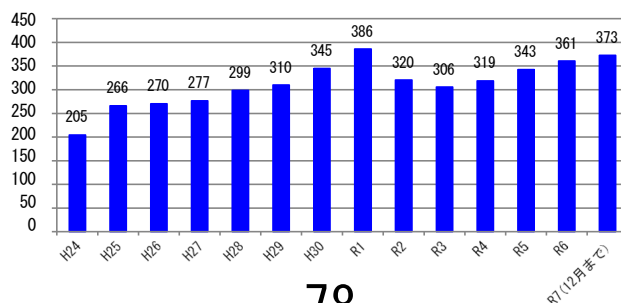
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

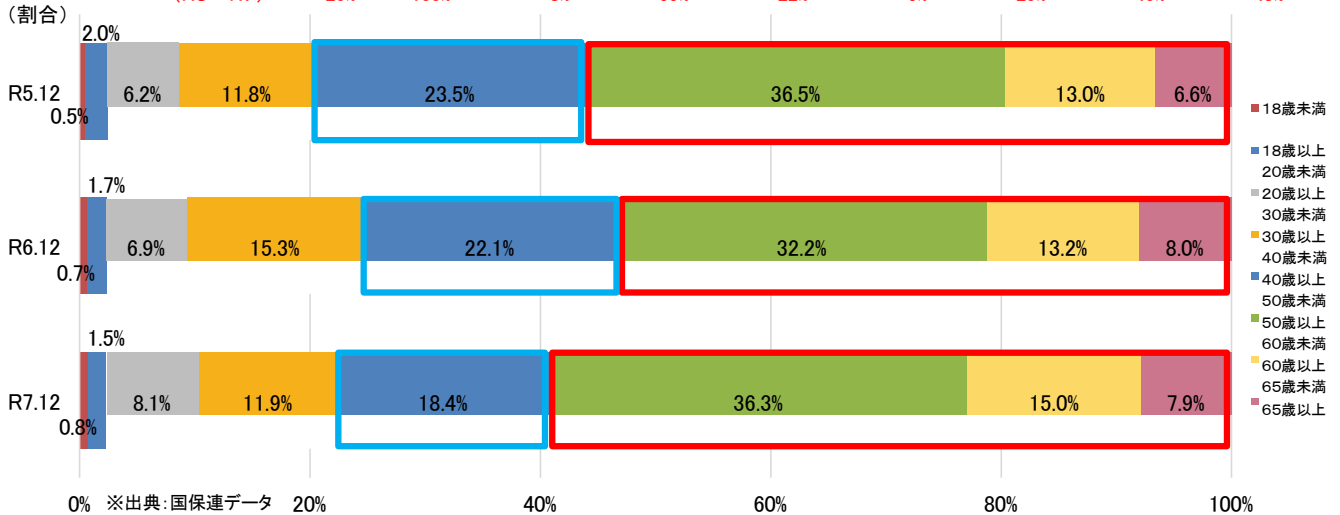
地域移行支援の現状（利用者の状況（年齢階級別））

【地域移行支援の利用者の状況（年齢階級別）】

- 「20歳以上30歳未満」及び「50歳以上」の利用者数が増加しており、特に「20歳以上30歳未満」の増加率が高くなっている。
- 「50歳以上」の利用者の割合が、全体の約6割を占めている。

○年齢階級別の利用者の推移

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
R5.12	663人	3人	13人	41人	78人	156人	242人	86人	44人
R6.12	721人	5人	12人	50人	110人	159人	232人	95人	58人
R7.12	798人	6人	12人	65人	95人	147人	290人	120人	63人
2年間の増減 (R5→R7)	135	3	▲1	24	17	▲9	48	34	19
	20%	100%	-8%	59%	22%	-6%	20%	40%	43%



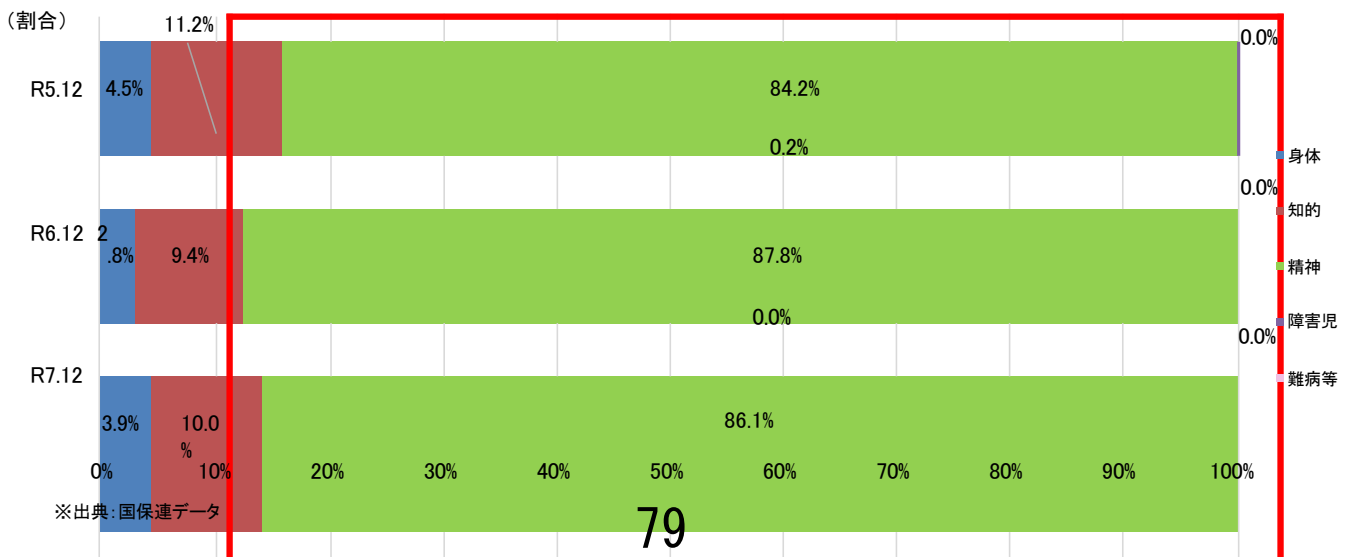
地域移行支援の現状（利用者の状況（障害の種類別））

【地域移行支援の利用者の状況（障害の種類別）】

- 「精神障害者」の利用者数が増加しており、「身体障害者」及び「知的障害者」は概ね横ばいとなっている。
- 「精神障害者」の利用者数が全体の8割以上を占めている。

○障害種別の利用者の推移

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
R5.12	663人	30人	74人	558人	1人	0人
R6.12	721人	20人	68人	633人	0人	0人
R7.12	798人	31人	80人	687人	0人	0人
2年間の増減 (R5→R7)	135	1	6	129	▲1	0
	20%	3%	8%	23%	-100%	0%



地域定着支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、居宅において地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保は緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
- 単身で生活する障害者
- 同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある障害者
- 同居している家族等障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている障害者
※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らし移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

- 従業者
・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	315単位/月(毎月算定)
	緊急時支援費(Ⅰ)	734単位/日(緊急時居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合算定)
	※地域生活支援拠点等の場合	+50単位/日
	緊急時支援費(Ⅱ)	98単位/日(緊急時電話による相談援助を行った場合算定)

■ 主な加算

日常生活支援情報提供加算 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に 対して情報提供を行った場合	100単位/回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合	100単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月回以上、情報連携を 図る場を設けて情報共有した場合	35単位/月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る 課題を協議会等報告した場合	500単位/回

○ 事業所数

546 (国保連令和 7 年 12月実績)

○ 利用者数

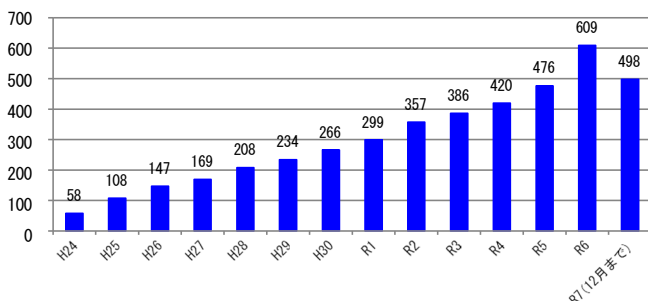
4,713 (国保連令和 7 年 12月実績)

地域定着支援の現状

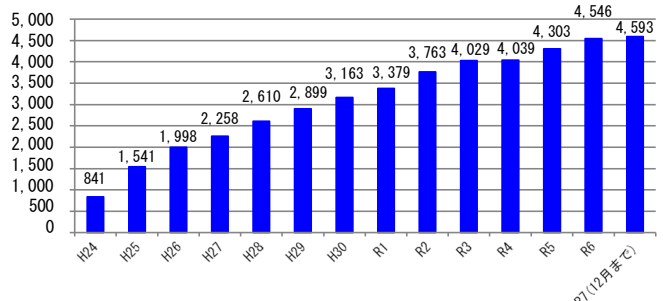
【地域定着支援の費用額、利用者数及び事業所数の推移】

- 令和6年度の費用額は約6億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約0.02%を占めている。
- 近年、費用額及び利用者数は増加傾向にあり、事業所数は概ね横ばいで推移している。

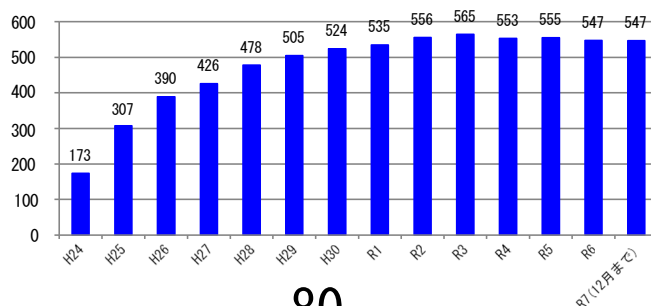
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典: 国保連データ

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士
 - ・実務者研修修了者等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心・通院等介助(身体介護有り)
256単位(30分未満)～
837単位(3時間未満)に
3時間以降921単位+30分を増す毎83単位加算

家事援助中心
106単位(30分未満)～
275単位(1.5時間未満)
1.5時間以降311単位+15分を
増す毎35単位加算

通院等介助(身体介護なし)
106単位(30分未満)～
275単位(1.5時間未満)
1.5時間以降345単位+30分を
増す毎69単位加算

通院等乗降介助
1回102単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応積極的取り組み事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 22,853 (国保連令和 7 年12 月実績)

○ 利用者数 220,180 (国保連令和 7 年12 月実績)

重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害より行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
→ 障害支援区分4以上(該当し、次の(一)又は(二)のいずれか)該当する者
(一) 二肢以上 麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外 認定されている者
(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
 - 入院中の病院等における意思疎通支援等

※ 日常生活 住む様々な介護の事態 対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・重度訪問介護従業者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

■ 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一) 該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件該当する者(障害支援区分6)

※ 重度障害者等包括支援対象者

- ・重度訪問介護の対象であって、四肢全て 麻痺等があり、寝たきり状態 ある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型(筋ジストロフィー、脊髄損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(Ⅱ類型(重症心身障害者を想定))
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型(強度行動障害を想定))

■ 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

186単位(1時間未満)～1,416単位(8時間未満) ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応「積極的」取り組み事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)
→ サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

7,660 (国保連令和 7 年12 月実績)

○ 利用者数

14,663 (国保連令和 7 年12 月実績)

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害より、移動著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目（視力障害、視野障害、夜盲、移動障害）において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時必要な援助

※ 外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期わたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者（3年以上の実務経験がある者）等
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者等

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

191単位（30分未満）～632単位（3時間未満） 3時間以降697単位＋30分を増す毎66単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算（25%加算）

→ 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者（視覚障害者かつ聴覚障害者）支援することを評価

区分3の者提供したときの加算

（20%加算）
→ 障害支援区分3の者への支援を評価

区分4以上の者提供したときの加算（40%加算）

→ 障害支援区分4以上の者への支援を評価

特定事業所加算（5%、10%又は20%加算）

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応積極的取り組み事業所のサービスを評価

特別地域加算（15%加算）

→ 中山間地域等居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）

→ 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

5,701（国保連令和7年12月実績）

○ 利用者数

27,994（国保連令和7年12月実績）

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害より行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際生じ得る危険を回避するため必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際必要な援助

・ 予防的対応

…行動の予定が分からない等のため、不安定なり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等

・ 制御的対応

…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等

・ 身体介護的対応

…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって3年以上の直接処遇経験（知的障害・精神障害等）
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験（令和9年3月31日までの経過措置）
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって1年以上の直接処遇経験（知的障害・精神障害等）
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験（令和9年3月31日までの経過措置）

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

288単位（30分未満）～2,485単位（7.5時間以上）

■ 主な加算

特定事業所加算（5%、10%又は20%加算）

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応積極的取り組み事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算（重度訪問介護に 移行する月つき1回を限度として1回つき1273 単位加算）

→ 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）

→ 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

2,510（国保連令和7年12月実績）

○ 利用者数

18,560（国保連令和7年12月実績）

療養介護

○ 対象者

- 病院への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 障害支援区分5以上の者であって、以下のいずれかの要件該当する者
 - ・ 進行性筋萎縮症患者(筋ジストロフィー患者)又は重症心身障害者
 - ・ 医療的ケアスコアが16点以上の者
 - ・ 医療的ケアスコアが8点以上であって、強度行動障害のある者又は遷延性意識障害者
 - ③ ①及び②準ずる者として、療養介護が必要であると市町村が認めた者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

- 病院への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1~2:1以上

○ 報酬単価(令和6年4月~)

- 基本報酬(利用定員・配置人員等に応じた単位の設定) ※医療に要する費用及び食費等については医療保険より給付。

366単位~ 974単位

- 主な加算

地域移行加算(500単位/回)

→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内当該利用者の居宅で相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度算定

○ 事業所数

259 (国保連令和 7 年 12月実績)

○ 利用者数

21,135 (国保連令和 7 年 12月実績)

生活介護

○ 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
 - ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等入所する場合は区分4)以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1~3:1

○ 報酬単価(令和6年4月~)

- 基本報酬

基本単位数は、利用定員、障害支援区分及びサービス提供時間別所定単位数を算定

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上~4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上~5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上~6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上~7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上~8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上~9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)
6単位/

日勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)とを併給可とする。

- 主な加算

人員配置体制加算(33~321単位/日)

→ 直接処遇職員を加配(1.5:1~2.5:1)した事業所加算

※指定生活介護事業所は区分5・6準ずる者が一定の割合を満たす必要

常勤看護職員等配置加算(6~32単位/日)

→ 事業所の利用定員に応じ、常勤換算方法で配置した看護職員数に応じて、利用者全員加算

延長支援加算

→ 9時間以上のサービス提供を評価

・所要時間 9時間以上10時間未満 100単位/日
・所要時間 10時間以上11時間未満 200単位/日
・所要時間 11時間以上12時間未満 300単位/日
・所要時間 12時間以上 400単位/日

○ 事業所数

13,229 (国保連令和 7 年 12月実績)

○ 利用者数

307,413 (国保連令和 7 年 12月実績)

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)
 - ・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分おける区分1以上該当する障害児
- 福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)
 - ※ 看護職員を常勤で1人以上配置
 - ・ 厚生労働大臣が定める状態該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児
- 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)
 - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能
 - ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型 本体施設の配置基準準じる
- 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費 (I)・(III)(宿泊を伴う場合) (II)・(IV)(宿泊のみの場合) → 障害者(児)について、障害 支援区分に応じた単位の設定 173単位～923単位	福祉型強化短期入所サービス 費(I)～(IV)、福祉型強化特定 短期入所サービス費(I)(II) → 看護職員を配置し、医療的 ケアが必要な障害者(児)に 対し、支援を行う場合 412単位～1,164単位	医療型短期入所サービス費 (I)～(III)(宿泊を伴う場合) → 区分6の気管切開を伴う人 工呼吸器による呼吸管理を行 っている者、重症心身障害児・者 等に対し、支援を行う場合 1,826単位～3,117単位	医療型特定短期入所サービス費 (I)～(III)(宿泊を伴わない場合) (IV)～(VI)(宿泊のみの場合) → 左記と同様の対象者に対し支援 を行う場合 1,328単位～2,938単位
---	--	---	--

■ 主な加算

単独型加算(320単位) → 併設型・空床型ではない指定短期入所事 業所にて、指定短期入所を行った場合	緊急短期入所受入加算(福祉型270単位、医療型500単位) → 緊急時の受入れを行った場 合定員超過特例加算(50単位) → 緊急時定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)	特別重度支援加算 (610単位/297単位/120単位) → 医療ニーズの高い障害児・者(対 しサービスを提供した場合)
---	---	---

○ 事業所数

6,831 (うち福祉型強化: 508 医療型: 406)

○ 利用者数

66,725

重度障害者等包括支援

○ 対象者

	類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべて麻痺等があり、寝たきり状態ある障害者のうち、右のいずれか該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(I類型)	・筋ジストロフィー・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者(II類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(III類型)		・強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス(重度障害者等包括支援、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・ 相談支援専門員の資格を有する者
 - ・ 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇 3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者との24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 204単位(1時間未満)～2,426単位(12時間未満) ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定
- 短期入所 973単位/日 ○ 共同生活介護 1,019単位/日

■ 主な加算

特別地域加算(15%加算) → 中山間地域等居住している者に対して提供されるサ ービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価	短期入所利用者で、低所得である場合は1日 当たり(48単位加算)
有資格者支援加算(1日当たり60単位加算) → 行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う 場合、質の高い支援の実施として評価	外部連携支援加算(月4回を限度として1回につき200単位加算) → 複数のサービス事業者による利用者への支援を行う あたり、その事業者の担 当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った 場合、その連携した支援について評価 に	

○ 事業所数

11(国保連令和 7 年12月実績)

○ 利用者数

39(国保連令和

【重度障害者等包括支援の利用者の状況等】

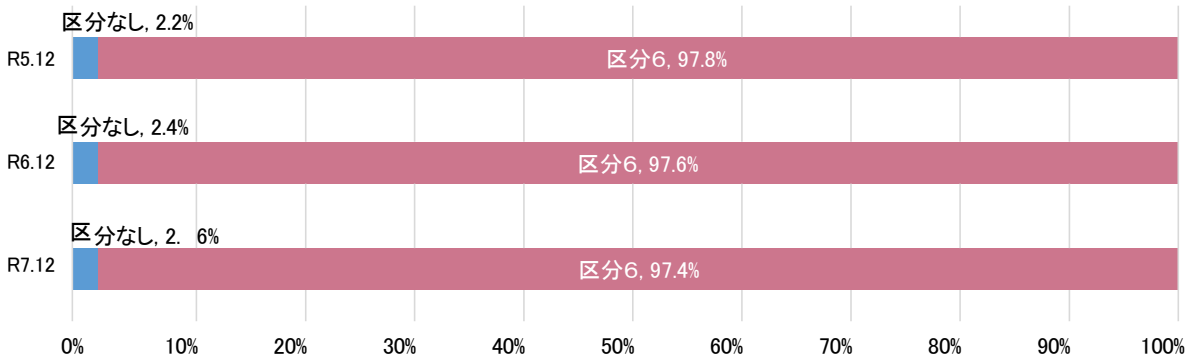
○ 30歳から50歳の利用者が約75%となっている。

○ 障害支援区分別にみた利用者数の推移

	総数	区分なし	区分6
R5.12	45人	1人	44人
R6.12	42人	1人	41人
R7.12	39人	1人	38人

○ 障害支援区分別にみた利用者数の割合の推移

※出典: 国保連データ



※出典: 国保連データ

施設入所支援

○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
 - ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
 - ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
 - ③ 特定旧法指定施設入所していた者であって継続して入所している者又は地域おける障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情より通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
- 自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
 - 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬					
基本単位数は、事業者ごと利用定員及び障害支援区分 に 応じ所定単位数を算定					
■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
■ 主な加算					
重度障害者支援加算 (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位] → 区分6であって、次該当する者が2人以上の場合は更22単位に ①気管切開を伴う人工呼吸器 による呼吸管理が必要な者 ②重症心身障害者 (II) 強度行動障害者に対する支援 → 区分6以上行動関連項目10点以上[360単位] ※中核的人材の配置・18点以上+150単位 (II) 強度行動障害者に対する支援 → 区分4以上行動関連項目10点以上[180単位] ※中核的人材の配置・18点以上+150単位			夜勤職員配置体制加算 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合 ・利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位] ・利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位] ・利用定員が61人以上の場合[39単位] ※見守り機器を入所者の15%以上設置している場合、夜勤配置の緩和が可能 ・利用定員が21人以上40人以下の場合 夜勤1.9人以上 ・利用定員が41人以上60人以下の場合 夜勤2.9人以上 ・利用定員が61人以上の場合 夜勤3人+0.9人(40の端数ごと)		

○ 事業所数

2,529 (国保連令和 7 年12月実績)

○ 利用者数

120,692 (国保連令和 7 年12月実績)

自立訓練（機能訓練）

○ 対象者

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的は次のような例）
 - ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
 - ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所通う以外、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間（18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月）内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上（1人は常勤）
 - 看護職員（1人以上（1人は常勤））
 - 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（1人以上）
 - 生活支援員（1人以上（1人は常勤））
- } 6:1以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

通所による訓練		訪問による訓練	
利用定員20人以下	819単位	所要時間1時間未満の場合	265単位
” 21～40人	732単位	所要時間1時間以上の場合	606単位
” 41～60人	695単位	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算

- 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合又は当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している場合 48単位
- その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位

高次脳機能障害者支援体制加算

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合 41単位

○ 事業所数

201（国保連令和 7 年12月実績）

○ 利用者数

2,288（国保連令和 7 年 12月実績）

自立訓練（生活訓練）

○ 対象者

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的は次のような例）
 - ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
 - ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むため必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所通う以外、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間（24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月）内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上（1人は常勤）
- 生活支援員 6:1以上（1人は常勤）

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

通所による訓練		訪問による訓練	
利用定員20人以下	776単位	所要時間1時間未満の場合	265単位
” 21～40人	693単位	所要時間1時間以上の場合	606単位
” 41～60人	659単位	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位

■ 主な加算

個別計画訓練支援加算

- 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行い、かつ当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している場合 47単位
- 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合 19単位

高次脳機能障害者支援体制加算

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合 41単位

○ 事業所数

1,393（国保連令和 7 年 12月実績）

○ 利用者数

16,214（国保連令和 7 年 12月実績）

宿泊型自立訓練

○ 対象者

- 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者 (具体的は次のような例)
 - ① 特別支援学校を卒業してた者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
 - ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬	
標準利用期間中の場合	281単位、 標準利用期間を超える場合 170単位
■ 主な加算	
夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ) Ⅰ夜勤を配置し、利用者に対して夜間介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位 Ⅱ宿直を配置し、利用者に対して夜間居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 149単位～15単位 Ⅲ夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位	精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位 強度行動障害者地域移行特別加算 障害者支援施設等1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数

208 (国保連令和 7 年 12月実績)

○ 利用者数

2,733 (国保連令和 7 年 12月実績)

就労移行支援

○ 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性合った職場への就労等が見込まれる障害者
 - 通常の事業所雇用されている障害者であって主務省令で定める事由より当該事業所での就労必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的必要とする障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者として取り扱う。
 ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合 限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 }
- 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬)

基本報酬 <定員20人以下の場合>	主な加算 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等 ⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬区分</th> <th>基本報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割以上</td> <td>1,210単位/日</td> </tr> <tr> <td>4割以上5割未満</td> <td>1,020単位/日</td> </tr> <tr> <td>3割以上4割未満</td> <td>879単位/日</td> </tr> <tr> <td>2割以上3割未満</td> <td>719単位/日</td> </tr> <tr> <td>1割以上2割未満</td> <td>569単位/日</td> </tr> <tr> <td>0割超1割未満</td> <td>519単位/日</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>479単位/日</td> </tr> </tbody> </table>	報酬区分	基本報酬	5割以上	1,210単位/日	4割以上5割未満	1,020単位/日	3割以上4割未満	879単位/日	2割以上3割未満	719単位/日	1割以上2割未満	569単位/日	0割超1割未満	519単位/日	0	479単位/日	<table border="1"> <tr> <td> 移行準備支援体制加算 41単位 * 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合 </td> </tr> <tr> <td> 地域連携会議実施加算 583単位/回 * 支援計画 係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。 ※ R3年新設 ※サービス管理責任者が会議参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議参加し、前後 サービス管理責任者 情報共有する場合は、408単位/回 </td> </tr> <tr> <td> 就労支援関係研修修了加算 6単位 * 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合 </td> </tr> <tr> <td> 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15.10.6単位 * Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 * Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ※ H30～資格保有者「公認心理師、作業療法士を追加 * Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合 </td> </tr> </table>	移行準備支援体制加算 41単位 * 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合	地域連携会議実施加算 583単位/回 * 支援計画 係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。 ※ R3年新設 ※サービス管理責任者が会議参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議参加し、前後 サービス管理責任者 情報共有する場合は、408単位/回	就労支援関係研修修了加算 6単位 * 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15.10.6単位 * Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 * Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ※ H30～資格保有者「公認心理師、作業療法士を追加 * Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
報酬区分	基本報酬																				
5割以上	1,210単位/日																				
4割以上5割未満	1,020単位/日																				
3割以上4割未満	879単位/日																				
2割以上3割未満	719単位/日																				
1割以上2割未満	569単位/日																				
0割超1割未満	519単位/日																				
0	479単位/日																				
移行準備支援体制加算 41単位 * 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合																					
地域連携会議実施加算 583単位/回 * 支援計画 係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。 ※ R3年新設 ※サービス管理責任者が会議参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議参加し、前後 サービス管理責任者 情報共有する場合は、408単位/回																					
就労支援関係研修修了加算 6単位 * 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合																					
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15.10.6単位 * Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 * Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ※ H30～資格保有者「公認心理師、作業療法士を追加 * Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合																					

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数

2,798 (国保連令和 7 年 12月実績)

○ 利用者数

37,942 (国保連令和 7 年 12月実績)

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所雇用される事が困難であって、適切な支援より雇用契約に基づく就労が可能な障害者
 - 通常の事業所雇用されている障害者であって主務省令で定める事由より当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所より、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額相当の金額が、利用者支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定)

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

報酬区分	基本報酬
スコア 170点以上	791単位/日
150点以上170点未満	733単位/日
130点以上150点未満	701単位/日
105点以上130点未満	666単位/日
80点以上105点未満	533単位/日
60点以上80点未満	419単位/日
60点未満	325単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算	15～70単位/日
※ 定員規模に応じた設定	
就労移行支援体制加算	50～93単位/日
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し	
就労移行連携加算	1,000単位(1回に限り)
※ 就労移行支援 移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者 に対して提供している場合 加算 ※ R3～新設	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)	15,10,6単位
* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合	
* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合	
※ H30～資格保有者1公認心理師を追加	
* Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合	
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等	
* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能	



○ 事業所数

4,359 (国保連令和 7 年 12月実績)

○ 利用者数

86,391 (国保連令和 7 年12 月実績)

就労継続支援A型における令和6年報酬改定後の動向

スコア 計点 9	事業数				利用者数					
	R6.4	⇒	R7.12	増減		R6.4	⇒	R7.12	増減	
				事業数	増減率				利用者数	増減率
170点以上 場合	310 (6.6%)	⇒	361 (8.3%)	51	16.5%	6,169 (6.8%)	⇒	7,241 (8.4%)	1,072	17.4%
150点以上170点未満	769 (16.5%)	⇒	1,028 (23.6%)	259	33.7%	15,757 (17.4%)	⇒	22,891 (26.6%)	7,134	45.3%
130点以上150点未満	1,267 (27.1%)	⇒	1,508 (34.6%)	241	19.0%	26,153 (28.9%)	⇒	32,698 (38.0%)	6,545	25.0%
105点以上130点未満	840 (18.0%)	⇒	637 (14.6%)	▲ 203	-24.2%	15,837 (17.5%)	⇒	11,106 (12.9%)	▲ 4,731	-29.9%
80点以上105点未満	799 (17.1%)	⇒	698 (16.0%)	▲ 101	-12.6%	11,844 (13.1%)	⇒	9,983 (11.6%)	▲ 1,861	-15.7%
60点以上80点未満	567 (12.1%)	⇒	110 (2.5%)	▲ 457	-80.6%	12,648 (14.0%)	⇒	1,963 (2.3%)	▲ 10,685	-84.5%
60点未満	118 (2.5%)	⇒	18 (0.4%)	▲ 100	-84.7%	1,972 (2.2%)	⇒	165 (0.2%)	▲ 1,807	-91.6%
計	4,670 (100.0%)	⇒	4,360 (100.0%)	▲ 310	-6.6%	90,380 (100.0%)	⇒	86,047 (100.0%)	▲ 4,333	-4.8%

※出典: 国保連データ
※ ()内は構成比。

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用結びつかない者や、一定年齢達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳達している者または障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
 - ④ 通常の事業所雇用されている障害者であって主務省令で定める事由より当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

○ サービス内容

- 通所は、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系	(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

※ 定員20人以下、人員配置6:1の場合

定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

※ 人員配置6:1の場合

【独自の加算】

- 地域協働加算 30単位/日
就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価
- ピアサポート実施加算 100単位/月
利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。

(1)及び(2)共通の主な加算

- 就労移行支援体制加算 5~93単位/日
※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算
- 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
- * Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
 - * Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 - * Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
- 食事提供体制加算、送迎加算等
- * 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数 19,970 (国保連令和 7 年 12 月実績)

○ 利用者数 419,151 (国保連令和 7 年 12 月実績)

就労定着支援

○ 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労伴う環境変化より日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて、就労支援等の関係機関等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1 (常勤換算)

○ 報酬単価(令和6年4月～)就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い基本報酬

基本報酬	就労定着率	基本報酬
	9割5分以上	3,512単位/月
	9割以上9割5分未満	3,348単位/月
	8割以上9割未満	2,768単位/月
	7割以上8割未満	2,234単位/月
	5割以上7割未満	1,690単位/月
	3割以上5割未満	1,433単位/月
	3割未満	1,074単位/月

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

主な加算

- 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月
※職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合
- 特別地域加算 240単位/月
※中山間地域等の居住する利用者 支援した場合
- 初期加算 900単位/月(1回限り)
* 一体的運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合
- 地域連携会議実施加算 579単位/回
* 支援計画 係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。
※ R3年新設
※サービス管理責任者が会議 参加せず、就労定着支援員が会議 参加し、前後サービス管理責任者 情報共有する場合は、405単位/回
- 就労定着実績体制加算 300単位/月
* 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。
※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

○ 事業所数 1,827 (国保連令和 7 年 12 月実績)

○ 利用者数 20,234 (国保連令和 7 年 12 月実績)

就労選択支援

○ 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
 - ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメント 代わり、就労選択支援より就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
 - ※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たな 就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援 おける標準利用期間を超えて利用する場合 おいても、に就労選択支援 より就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
- 具体的は、以下のプロセスを実施する。
 - 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
 - アセスメント結果の作成当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに 担当者等意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択資する情報提供を実施。
- 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

- 就労選択支援員 15:1以上
- ※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
- ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

基本報酬

就労選択支援サービス費 1,210単位/日



主な加算

福祉専門職員配置等加算(I),(II),(III) 15,10,6単位

- * I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- * II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 - ※ H30~資格保有者(公認心理師を追加)
- * III:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

主な減算

特定事業所集中減算 200単位/日 (※所定単位数から減算)

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合 について、減算する。

○ 事業所数

297 (国保連令和 7年12月実績)

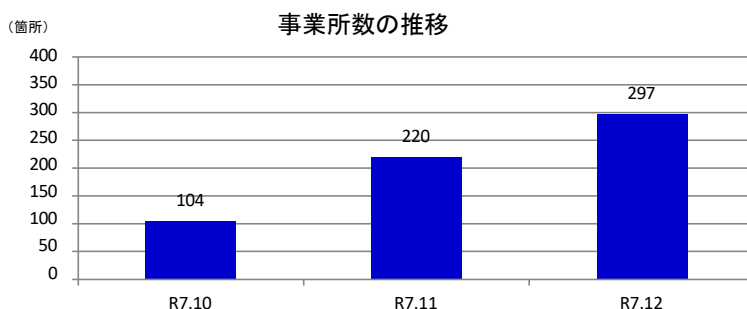
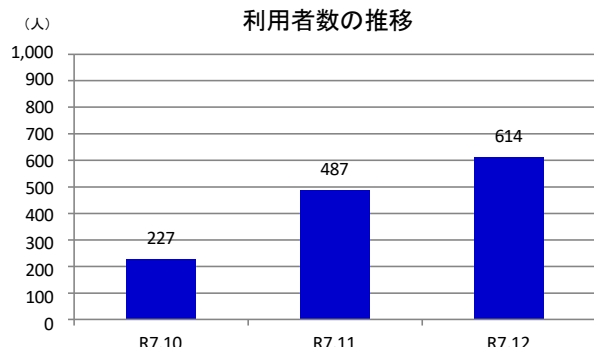
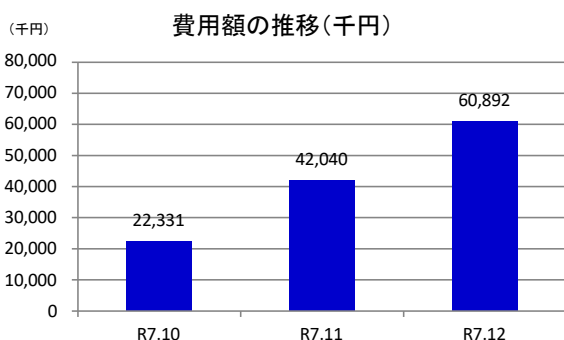
○ 利用者数

614 (国保連令和 7年12月実績)

就労選択支援の現状

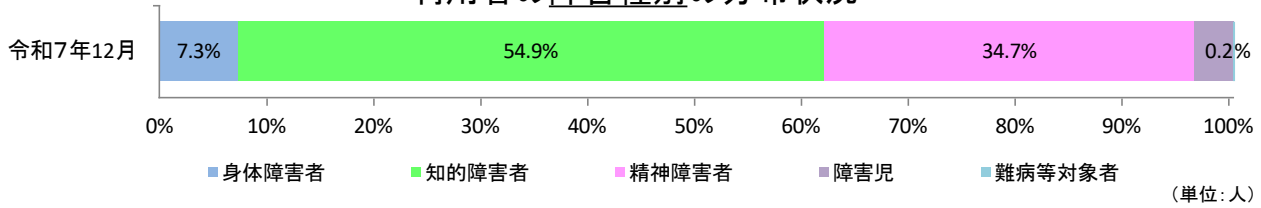
【就労選択支援の現状】

- 就労選択支援は、令和7年10月に施行されて以降、費用額、利用者数及び事業所数は、いずれも増加傾向にある。



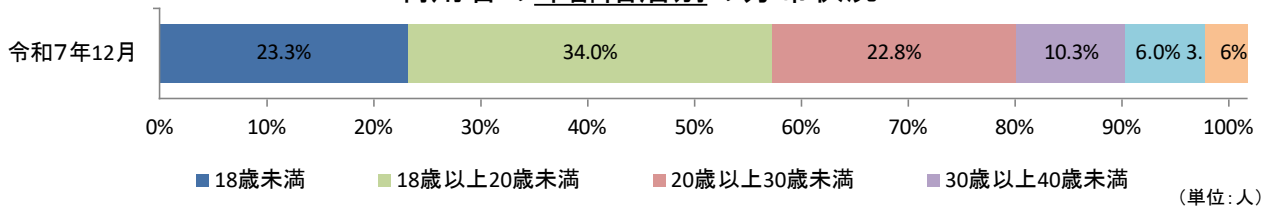
利用者の障害種別及び年齢階層別分布状況（就労選択支援）

利用者の障害種別の分布状況



	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
R7.12	45	337	213	18	1	614

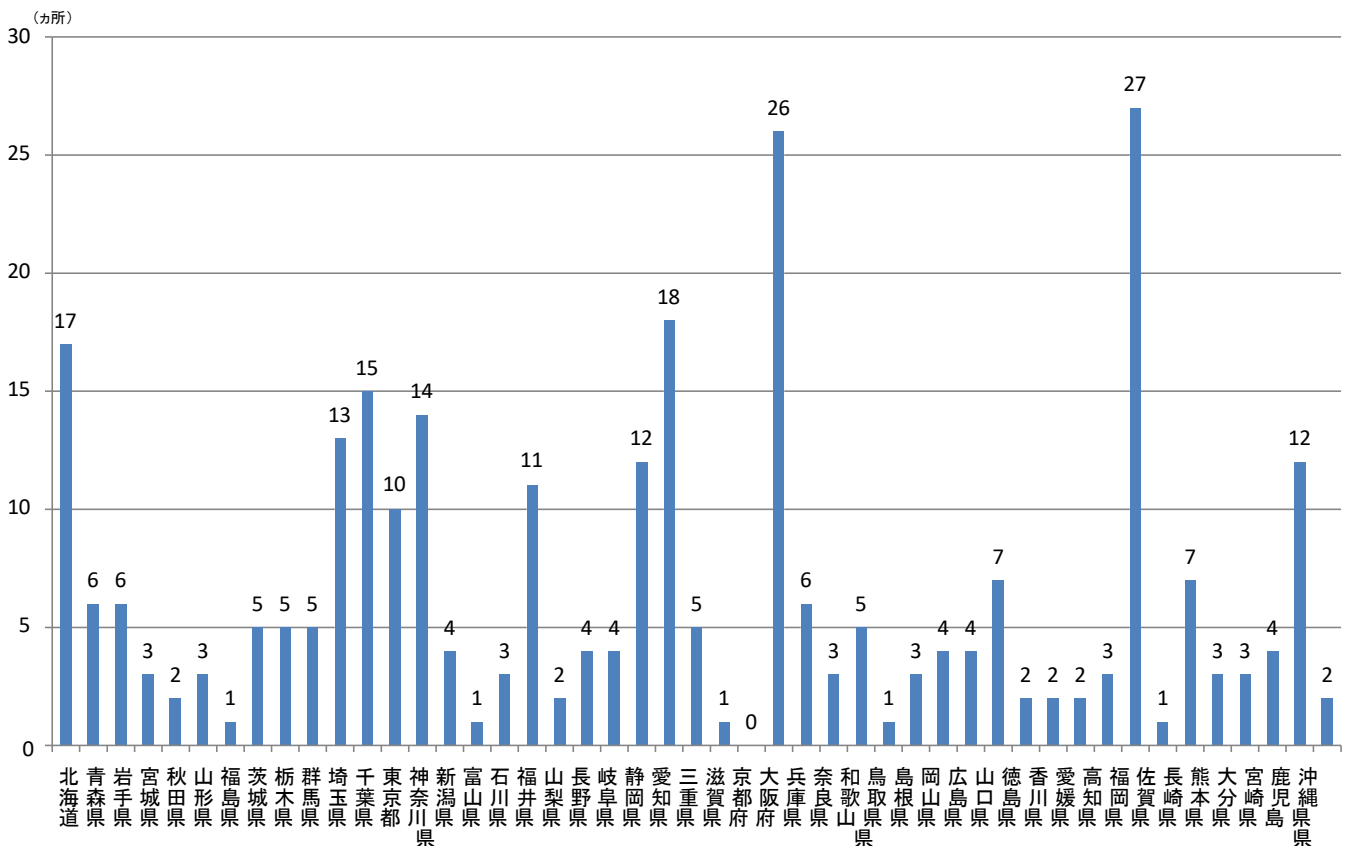
利用者の年齢階層別の分布状況



	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
R7.12	143	209	140	630	370	220	0	0	614

【出典】国保連データ

都道府県別就労選択支援事業所数



【出典】令和7年12月国保連データ

就労選択支援の報酬算定状況（令和7年12月サービス提供分）①

加算部分	単位数	取 率	費用額
福祉専門職員配置等加算			
イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位/日	29%	231千円
ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位/日	3%	9千円
ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位/日	28%	78千円
視覚・聴覚言語障害 支援体制加算			
イ 視覚・聴覚言語障害 支援体制加算（Ⅰ）	51 単位/日	0%	0千円
ロ 視覚・聴覚言語障害 支援体制加算（Ⅱ）	41 単位/日	0%	0千円
高次脳機能障害 支援体制加算	41 単位/日	0%	0千円
欠席時対応加算	94 単位/回	25%	198千円
医療連携体制加算			
イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	32 単位/日	0%	0千円
ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	63 単位/日	0%	0千円
ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	125 単位/日	0%	0千円
ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）			
（1）利用 が1人	800 単位/日	0%	0千円
（ ）利用 が 人	500 単位/日	0%	0千円
（3）利用 が3人以上8人以下	400 単位/日	0%	0千円
ホ 医療連携体制加算（Ⅴ）	500 単位/日	0%	0千円
～ 医療連携体制加算（Ⅵ）	100 単位/日	0%	0千円
利用 負担上限額管理加算	150 単位/月	0%	0千円
食事提供体制加算	30 単位/日	30%	331千円

※出典:国保連データ

就労選択支援の報酬算定状況（令和7年12月サービス提供分）②

（続き）

加算部分	単位数	取 率	費用額
送迎加算			
イ 送迎加算（Ⅰ）	21 単位/回	4%	67千円
同一敷地内 場合	21 単位/回 × 70%	0%	0千円
ロ 送迎加算（Ⅱ）	10 単位/回	13%	130千円
同一敷地内 場合	10 単位/回 × 70%	0%	0千円
在宅時I 支援サービス加算	300 単位/日	0%	0千円
福祉・介 職員等処遇改④加算			
イ 福祉・介 職員等処遇改④加算（Ⅰ）	定単位数 × 加算率	43%	2,651千円
ロ 福祉・介 職員等処遇改④加算（Ⅱ）		15%	827千円
ハ 福祉・介 職員等処遇改④加算（Ⅲ）		7%	408千円
ニ 福祉・介 職員等処遇改④加算（Ⅳ）		3%	136千円

基本部分	55,827千円
------	----------

合計	60,892千円
----	----------

※出典:国保連データ

自立生活援助

○ 対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者

○ サービス内容

■ 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等より、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
 ・常勤専従である場合 60:1以上 ・常勤以外の場合 30:1以上
 ■ 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)
 ・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。
 ・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務可能。

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬		
自立生活援助サービス費 (I) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情より単身での生活を開始した日から1年以内の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,566単位] ・地域生活支援員30:1以上 [1,095単位]	自立生活援助サービス費 (II) (I)以外の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,172単位] ・地域生活支援員30:1以上 [821単位]	自立生活援助サービス費 (III) (I)(II)以外の場合 利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月日以上行った場合 [700単位]
■ 主な加算		
ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	集中支援加算 自立生活援助サービス費(I)を算定している場合(限り、1月6回以上、利用者の居宅を訪問することより、自立生活援助を行った場合) 500単位/月	同行支援加算 月2回まで 500単位/月 月3回 750単位/月 月4回以上 1,000単位/月
緊急時支援加算 (I) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時利用者等からの要請に基づき、深夜速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日	日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回	居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月 地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援課題を協議会等報告した場合 500単位/回
緊急時支援加算 (II) 緊急時利用者等からの要請に基づき、深夜電話による相談援助を行った場合 94単位/日		

○ 事業所数 293 (国保連令和7年12月実績)

○ 利用者数 1,248 (国保連令和7年12月実績)

共同生活援助 (介護サービス包括型)

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者あつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日まで、障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

■ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
 ■ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者 30:1以上
 ■ 世話人 6:1以上
 ■ 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬	
● 障害支援区分6の場合 [600単位]	● 障害支援区分1以下の場合 [171単位]
● 退居後共同生活援助サービス費 [2,000単位]	
■ 主な加算	
人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数加え、一定以上の職員を加配した場合 12:1加配 83単位~77単位 30:1加配 33単位~31単位 等	自立生活支援加算 (I) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月
夜間支援等体制加算 (I)~(VI) ※利用者5人の場合の例 (I)夜勤職員を配置する場合 区分 応じ:269単位~179単位 他、宿直職員を配置する場合、常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合等	自立生活支援加算 (III) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であつて、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活について相談援助・退居後生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位
重度障害者支援加算 I. 区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配する ととも に、一定の研修を修了した場合 360単位 II. 区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配する ととも に、一定の研修を修了した場合 180単位 ・起算日から180日以内+400単位~500単位 (中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位) ・中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者 対し支援計画シートを作成した場合+150単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のため体験利用を行う場合であつて、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位
集中的支援加算 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回(月4回を限度) 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位	医療連携体制加算 看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等 (I)125単位 ~ (III)32単位 他(IV)~(VII)

○ 事業所数 12,492 (国保連令和7年12月実績)

93 ○ 利用者数 179,347 (国保連令和7年12月実績)

共同生活援助（外部サービス利用型）

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者（身体障害者）にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日まで に障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施（外部の居宅介護事業所委託）
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上（当面は10:1以上）
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

- 世話人 6:1 [171単位] ～ 世話人10:1 [115単位]
※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービス 要する標準的な時間応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位～]
- 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 [2,000単位] ※自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を当該住居 において算定されていた者に限る。

■ 主な加算

人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数加え、一定以上の職員を加配した場合 12:1加配 73単位 30:1加配 28単位	自立生活支援加算（Ⅰ） 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居 に向けて、退居後の生活において相談援助・退居後生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月
医療連携体制加算 看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等 (Ⅰ)125単位 ～(Ⅲ)32単位 他(Ⅳ)～(Ⅶ)	自立生活支援加算（Ⅲ） 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であつて、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活において相談援助・退居後生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位
夜間支援等体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ） ※利用者5人の場合の例 Ⅰ. 夜勤職員を配置する場合 区分 応じ:269単位～179単位 Ⅱ. 宿直職員を配置する場合 90単位 Ⅲ. 常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位 <(Ⅰ)の夜勤職員(加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合(Ⅳ)～(Ⅵ)もあり)>	

○ 事業所数

1,065（国保連令和 7 年 12月実績）

○ 利用者数

13,494（国保連令和 7 年 12月実績）

共同生活援助（日中サービス支援型）

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者（身体障害者）あつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施（昼夜を通じて1人以上の職員を配置）
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所（定員1～5人）を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上
- 生活支援員 障害支援区分応じ
2.5:1 ～ 9:1以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

基本報酬 GHにおいて日中支援を実施した場合 障害支援区分6 [997単位] ～ 障害支援区分3 [524単位] 日中活動サービス事業所等を利用した場合 障害支援区分6 [765単位] ～ 障害支援区分1以下 [253単位]	} 1日毎に切替可
主な加算	
人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数加え、一定以上の職員を加配した場合 7.5:1加配 138単位～121単位 20:1加配 53単位～45単位 等	夜勤職員加配加算 基準で定める夜間支援従事者加え、共同生活住居ごと に、夜間支援従事者を 1以上追加で配置した場合 149単位
重度障害者支援加算 Ⅰ. 区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 Ⅱ. 区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに一定の研修を修了した場合 180単位 ・起算日から180日以内+400単位～500単位 （中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位） ・中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者に対し支援計画シートを作成した場合+150単位	自立生活支援加算（Ⅱ） 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居向けて、退居後の生活について相談援助・退居後生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合、又は退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合 500単位
集中的支援加算 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月4回を限度） 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のため体験利用を行う場合、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

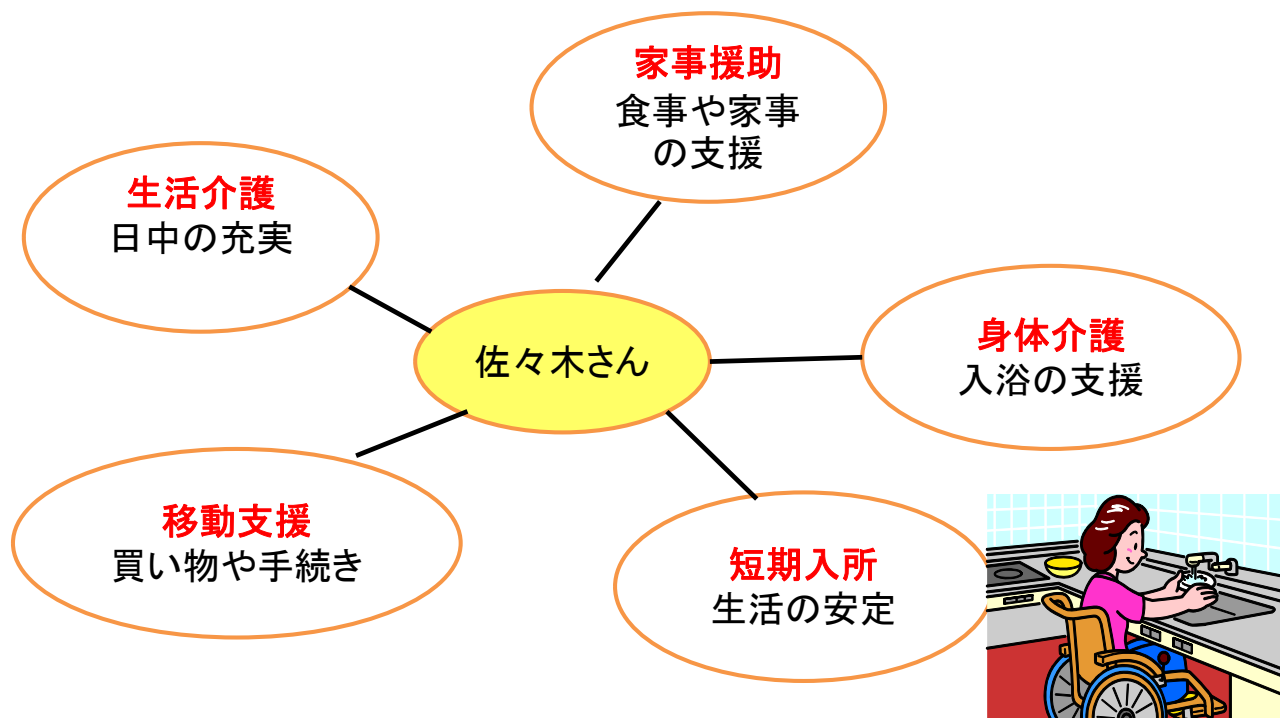
○ 事業所数

1,500（国保連令和 7 年 12月実績）

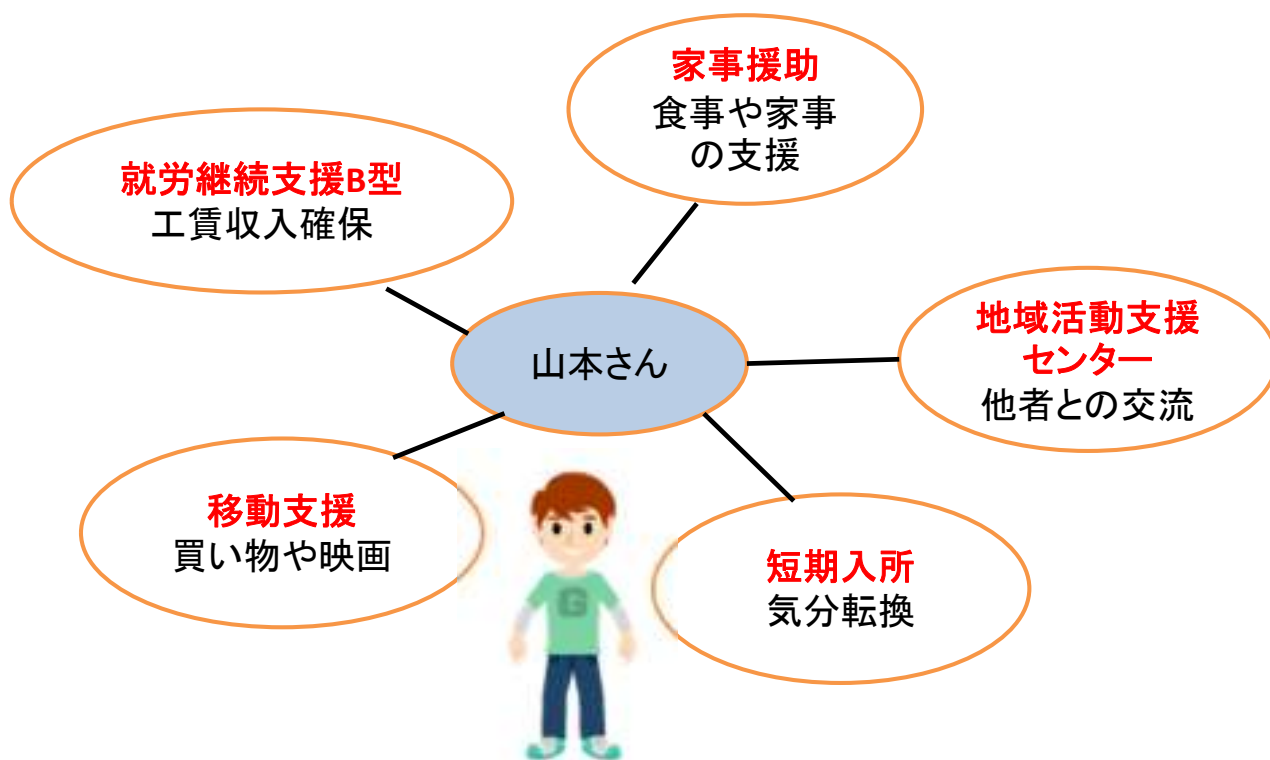
○ 利用者数

23,513（国保連令和 7 年 12月実績）

事例1: 障害者施設からアパートでの独居生活を送ることになった車いすの佐々木和子さん



事例2: 特別支援学校を卒業し、自分でお金を稼ぐ目標を立てた知的障害の山本美智雄さん



事例3：精神科病院を退院し、グループホームでの生活をしながら就労を目指す精神障害の森田ひとみさん



介護保険制度と障害者制度

1. 介護保険制度

65歳以上の高齢者および40歳以上の該当する疾病の方は介護保険の対象者となり、申請により介護保険のサービスを受けることができる。利用者の費用は原則1割負担である。また、障害者でも介護保険の該当者は介護保険が優先となる。本人の都合で介護保険か障害福祉サービスを選択することはできない。

2. 障害福祉サービスの利用

次の方は障害福祉サービスを利用することができる。

①介護保険認定で非該当となった障害者

介護保険認定は要支援1～要介護5の7段階であるが、「非該当」と認定された場合には介護保険サービスを利用することができない。その場合には障害の調査を行い、障害支援区分の認定審査会を実施する。その結果でサービスを利用することができる。

②介護保険サービスに該当しないサービスが必要な障害者

訓練等給付の就労継続支援B型を利用している方が介護保険の該当者になった場合には、障害福祉サービスとして利用できる。ただし、65歳以上の場合には市町村の判断による。

③介護保険のサービスでは支給量が足りない判断された障害者

居宅介護のサービスを受けているものが介護保険になったときに、介護度により使えるサービスの上限が決まっている。しかし、それだけでは本人に十分な支援ができない場合には障害福祉サービスを使うことができる。

④障害福祉サービスの方が本人に適していると判断された場合

たとえば、生活介護を利用した方が65歳になり、通所介護サービスを使うこととなったが、近隣には本人に適した事業所がなく、本人にとって活動が著しく低下されると判断された場合には市町村の判断で障害福祉のサービスを継続することができる。

児童福祉サービス



社会福祉法人 野栄福祉会
しおさいホーム
影山 真琴

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児 支援に係る 給付	障害児支援	児童発達支援 ㊦ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う 医療型児童発達支援 ㊦ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う 放課後等デイサービス ㊦ 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	163,847	10,864
	障害児 支援に係る 給付	居宅訪問型児童発達支援 ㊦ 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う 保育所等訪問支援 ㊦ 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	338	117
	障害児 支援に係る 給付	福祉型障害児入所施設 ㊦ 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う 医療型障害児入所施設 ㊦ 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,327	180
相談 支援に係る 給付	相談支援	計画相談支援 ㊦ ㊧ 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	232,366	9,823
	相談支援	障害児相談支援 ㊦ 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	80,023	6,130
	相談支援	地域移行支援 ㊦ 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	587	318
	相談支援	地域定着支援 ㊦ 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,043	553

㊦ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を記載する仕組みになっていない） ㊧ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としている）

（注）1.表中の「㊦」は「障害者」、「㊧」は「障害児」であり、利用可能なサービスにマークが付している。2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年12月サービス提供分（国保連データ）

年齢に応じて変動する多様な関係機関

乳幼児期



保健所(保健センター)、医療機関、福祉事務所(家庭児童相談室)、子育て支援センター、児童相談所、保育所、幼稚園、児童館、**児童発達支援事業、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、障害児入所施設、相談支援事業所、等**

学齢期



小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、教育相談所、教育委員会、医療機関、福祉事務所、児童相談所、療育機関、**児童発達支援センター、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、保育所等訪問支援、障害児入所施設、相談支援事業所、等**

(学齢後期)



企業や障害福祉サービス等での実習や体験
地域障害者職業センター、**ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所 等**

※H26年度サービス管理責任者等指導者養成研修・分野別講義資料(児童)P105を一部改編

障害児相談支援

○ **対象者**(障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。)

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

○ サービス内容

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

児童発達支援

○対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
* 通所決定に際し、医学的診断名または障害者手帳を有することは必須条件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なう恐れのある児童を含む

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○事業の担い手

- 児童発達支援
身近な地域における通所支援
発達障害・知的障害・難聴・肢体不自由、重症心身障害等のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援
- 児童発達支援センター
上記の機能に加え、地域支援を実施

医療型児童発達支援

○対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

居宅訪問型児童発達支援

○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○サービス内容

- 児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供
- 対象者は著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする
*ただし障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- 学校との連携・協働による支援
学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性

保育所等訪問支援

○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童と集団生活への適応のための専門的な支援等を実施
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- 支援は2週に1回程度を目安 障害児の状況、時期によって頻度は変化
- 訪問支援員は障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は専門職)を想定

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4:1以上
 - ・ 主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
 - 乳児又は幼児 4:1以上
 - 少年 5:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
 - 乳児又は幼児 10:1以上
 - 少年 20:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。
(具体的な対象者の例)

時 間	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現世実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を出えるなどして無償化対象であることを事前に確認ください。

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算（Ⅶ）**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算（Ⅶ）》	【現行】 100単位/日	➡	【改定後】 250単位/日
（※）主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする			
- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない
- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価

		新設《入浴支援加算》 55単位/回（月8回まで）
		（※）放課後等デイサービスは70単位/回
- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》 【現行】 障害児 54単位/回 医療的ケア児 + 37単位/回 （※）医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可 看護職員の付き添いが必要 【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 37単位/回 （※）職員の付き添いが必要	➡	【改定後】 障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回 （※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可 【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 40単位/回 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回 （※）医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要 （※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要
--	---	---
- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価

		新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》 400単位/日
		（※）看護職員等を1以上配置

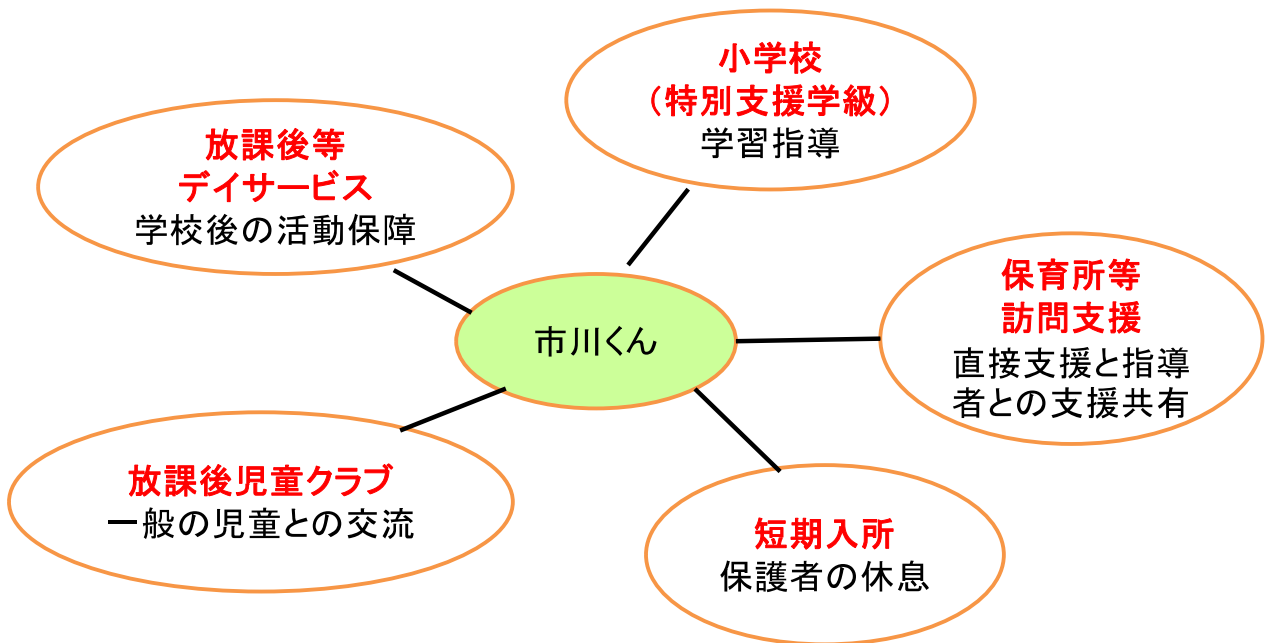
② 保育所等訪問支援の充実 <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

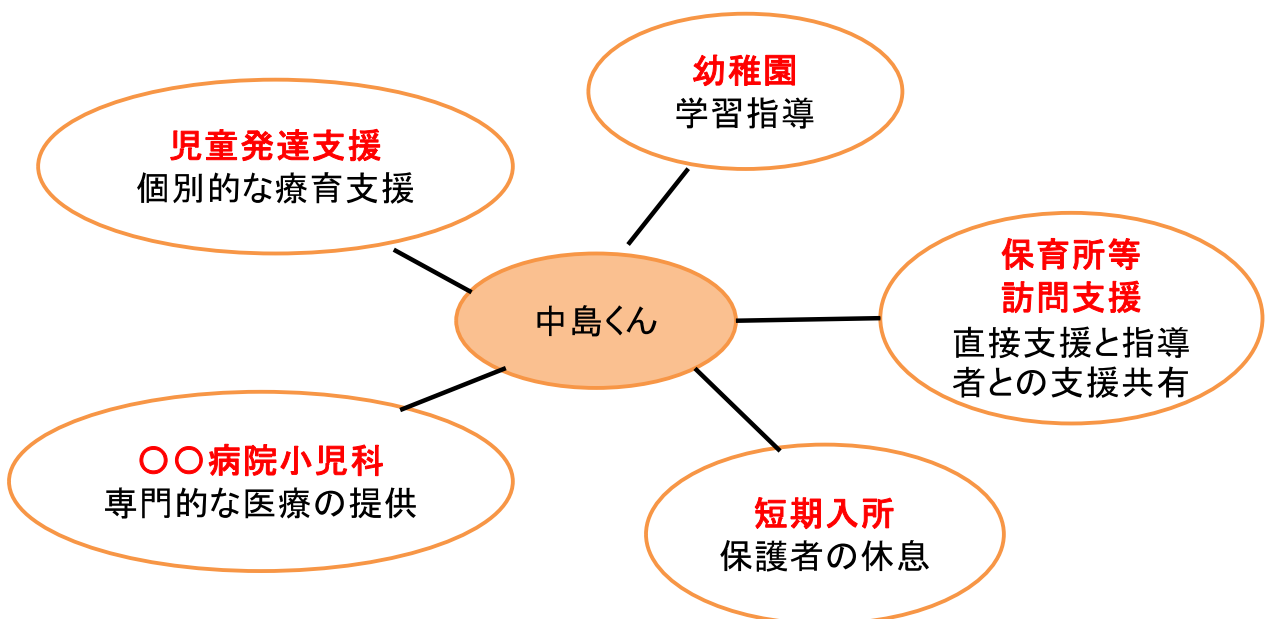
		新設《ケアニーズ対応加算》 120単位/日
		（※）訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】 30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】 80単位/日
	基本報酬の見直し （主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所）	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日 + 35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】 17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け） 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手法等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】 1,000単位/日（1回を限度）
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

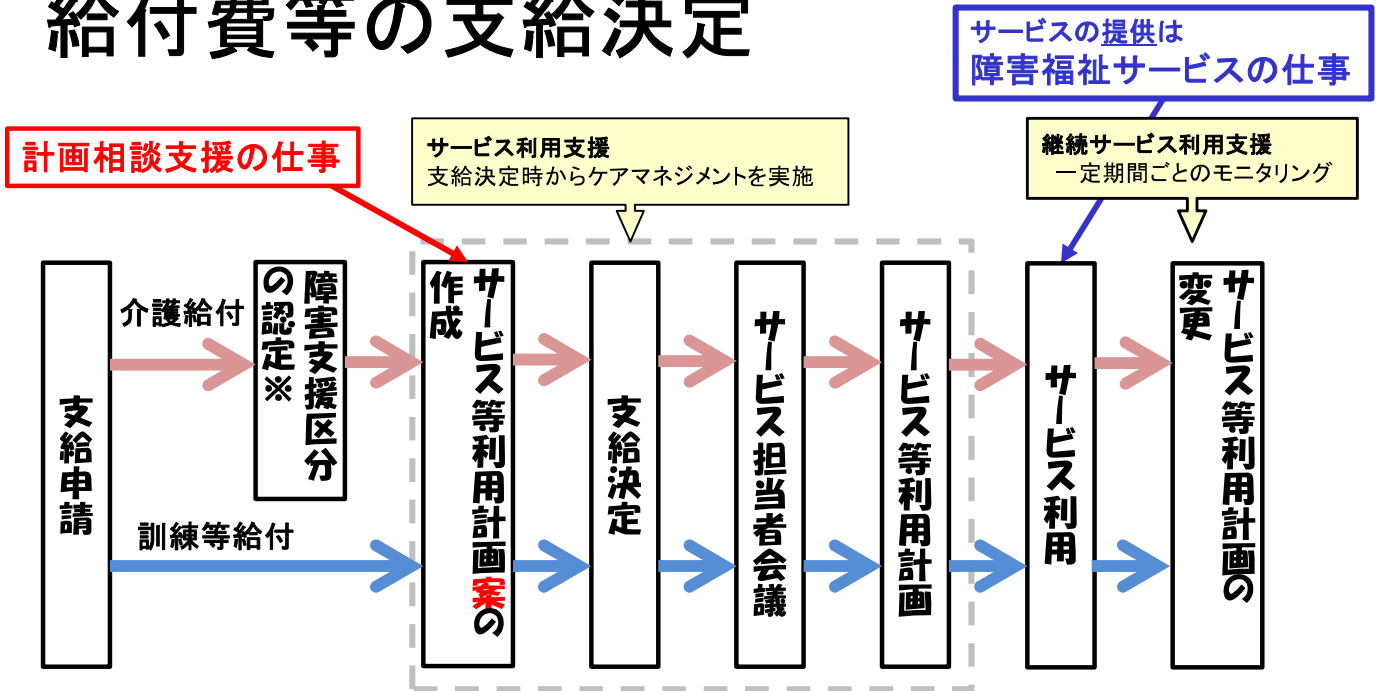
事例4: なかなかお友達と仲良くできない発達障害のある小学校1年生の市川勇人くん



事例5: 生活全般に支援が必要な重度障害のある5歳の中島純也くん



給付費等の支給決定



※障害支援区分
 障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める6段階の区分。
 「できる」「できない」だけでなく、障害によって「どの程度社会参加が妨げられているか」

地域生活支援事業(市町村)①

1, 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。

2, 障害者相談支援事業

障害者等方の相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

3, 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があり、精神保健福祉士を配置し、医療福祉地域社会との連携を図ったり、機能訓練や入浴等のサービス、通所の活動の援助を行うなどの役目がある。

4, 成年後見制度利用支援事業

制度の利用が有用と認められる知的・精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援する。

地域生活支援事業(市町村②)

5, 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等を給与または貸与する。障害の種類と程度により給付用具が決められている。

6, 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、移動支援を実施することにより社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

7, 訪問入浴サービス

地域における身体障害者の生活を支援するため、看護師等もしくは介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。

8, 日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

…以下省略…

地域生活支援事業(県事業)

1, 発達障害者支援センター運営事業

発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、各般の問題について本人家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図る。

2, 高次脳機能障害等支援普及事業

外傷性脳障害や脳血管障害等の原因により高次脳機能障害を発した方への支援に関する取り組みを普及定着させるための研修を行い高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。

3, 障害児等療育支援事業

在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

4, 障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活および社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育との関係機関との連携を図り、必要な支援を行うことにより雇用の促進と職業の安定を図る。

中核地域生活支援センター(千葉県独自)

制度のはざまや複合的な課題を抱えた子供、障害者、高齢者など地域で生きづらさを抱えた方に対して、包括的な相談支援や関係機関への連絡調整を図る。24時間体制

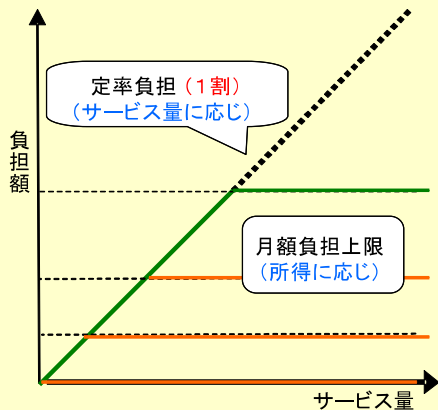
介護給付費等の利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、**その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。**

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害者の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税 非 課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 ・所得割16万円以上を除く(一般2) ・20歳以上の入所施設利用者を除く(一般2) ・グループホーム利用者を除く(一般2)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

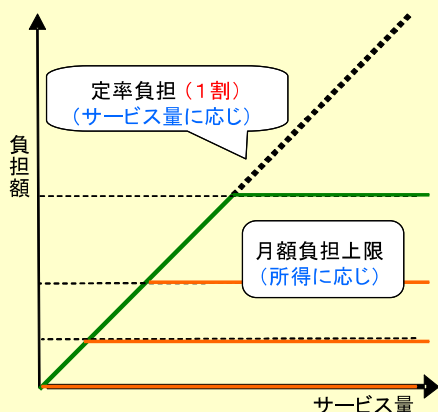
障害児通所給付費及び障害児入所給付費の利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、**その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。**

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害児の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税 非 課税世帯	0円
一般1	居宅で生活する障害児(無償化対象児童は除く) 20歳未満の施設入所している障害児	4600円 9300円
一般2	上記以外	37,200円

補装具費支給制度

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具について、その費用の一部を支給する。

2. 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

3. 実施主体

市町村

4. 申請方法等

障害者（障害児の場合は扶養義務者）が市町村長に申請し、補装具費の支給を受ける。

5. 費用負担

利用者が課税対象の場合の負担割合は1割で、上限額は月に37,200円。障害者年金しか収入のない方や生活保護対象者は負担額0円。

参 考

補装具の種目

〔身体障害者・身体障害児共通〕

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行者歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く） 重度障害者用意思伝達装置

〔身体障害児のみ〕

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具 等

21

自立支援医療制度

概 要

障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分（3割）と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体：【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

支給決定件数：【更生医療】251,789件 【育成医療】32,100件 【精神通院医療】1,817,829件

※平成27年度

対 象 者

更生医療：身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

育成医療：障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者（18歳未満）

精神通院医療：精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

（更生医療・育成医療）

肢体不自由・・・関節拘縮 → 人工関節置換術

言語障害・・・口蓋裂 → 形成術

視覚障害・・・白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害・・・高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害・・・心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術 等

（精神通院医療）
精神科専門療法
訪問看護

その他の支援制度①

手当及び障害者年金

それぞれ該当する対象者が異なります。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当（1級 ・ 2級）

特別障害者手当

経過的福祉手当

寝たきり身体障害者福祉手当

児童扶養手当

障害者年金（1級 ・ 2級）

障害者厚生年金の額は本人の収入等により決定する。

その他の支援制度②

その他の支援制度

- ・日常生活用具の支給
- ・住宅改造費助成
- ・難病指定、特定疾患医療費助成
- ・グループホーム等家賃助成
- ・福祉タクシー券助成
- ・駐車禁止除外標章
- ・所得税、住民税、自動車税等の軽減措置
- ・選挙の不在者投票制度
- ・公共料金、JR、私鉄、バス、航空機等の運賃の軽減
- ・有料道路等通行料金の軽減
- ・NHK放送受信料金の軽減 等